

2. 事業実施区域の概況

2.1 事業実施区域

2.1.1 事業実施区域の概要

現発寒清掃工場は市街化区域に配置されており、収集運搬効率等の観点から現在の配置を維持することが最も適切です。また、現発寒清掃工場はごみを焼却した廃熱を利用し、発寒破碎工場に蒸気、温水、電力を供給することでエネルギーを有効活用しており、新発寒清掃工場においても同様に供給することが効果的です。

基本構想では、発寒破碎工場に隣接する西清掃事務所と現発寒清掃工場の間に位置する市道（北発寒第 98 号線）の一部（以下「廃止市道」という。）を廃止し、西清掃事務所移転後の跡地を合わせた場所を新発寒清掃工場の更新場所としました。しかしながら、更新場所のみでは新発寒清掃工場の車両動線や計量棟の配置、工事期間中の現場事務所等の設置が困難となる可能性があることや、本事業では現発寒清掃工場の解体も行う計画であることから、現発寒清掃工場の敷地を含む約 3.5 ha を事業実施区域とします。

- ・更新場所 : 新工場棟を建設予定の西清掃事務所＋市道敷地 約 1.1 ha
- ・事業実施区域 : 更新場所＋現発寒清掃工場敷地 約 3.5 ha

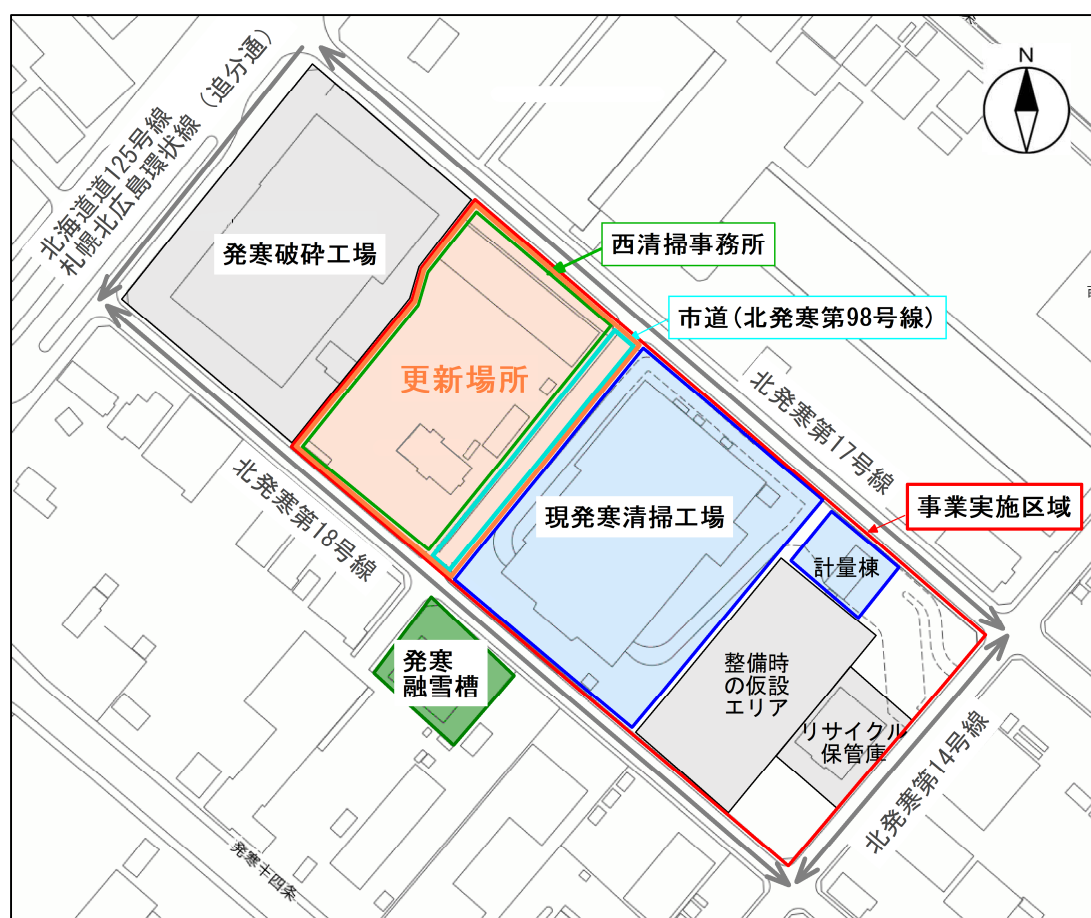
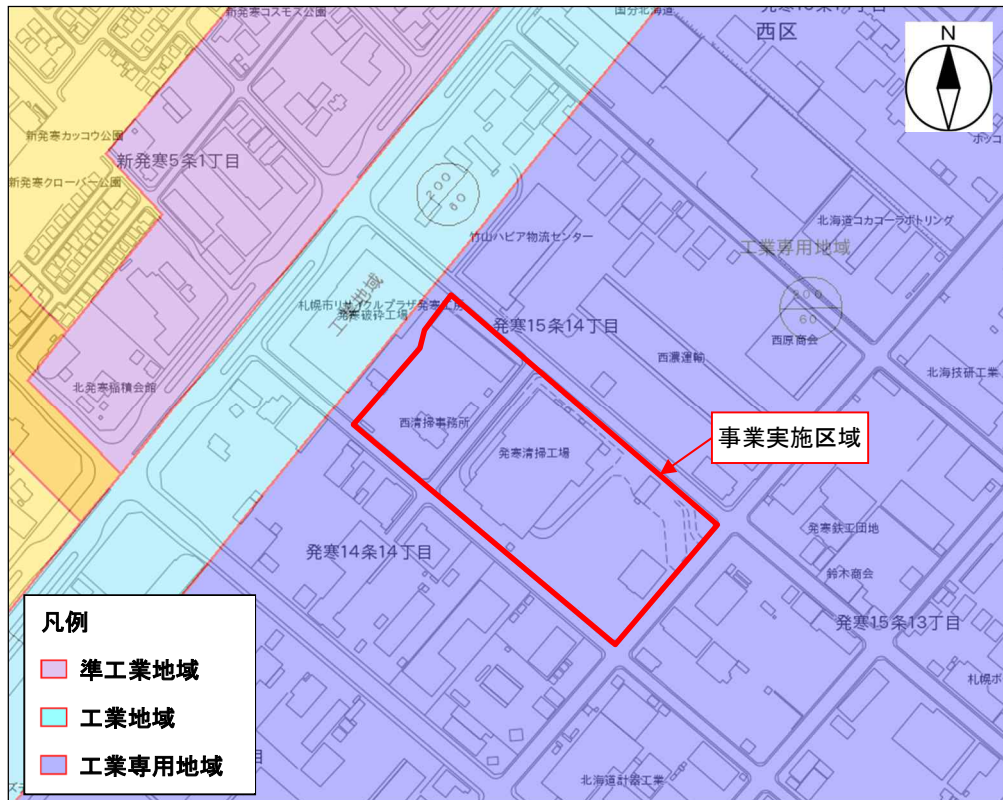


図 2.1 新発寒清掃工場の更新場所

表 2.1 事業実施区域の概要及び都市計画事項

住所	北海道札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 2－1 ほか (西清掃事務所及び市道（北発寒第 98 号線）)	
面積	更新場所 : 約 1.1 ha 事業実施区域 : 約 3.5 ha (参考) 都市計画範囲 : 約 4.7 ha※ (事業実施区域＋発寒破碎工場)	
都市計画に関する事項	都市計画施設	札幌圏都市計画ごみ焼却場（第 1 清掃工場）
	用途地域	工業専用地域
	建蔽率	60 %以下
	容積率	200 %以下
	特別用途地区	指定なし
	高度利用地区	指定なし
	防火地域	指定なし
	緑化率	緑地 20 %以上かつ環境施設 25 %以上（緑地を含む）等 ※「工場立地法」「工場立地法及び札幌市緑の保全と創出に関する条例」
	景観計画区域	景観計画区域内
	緑保全創出地域	業務系市街地

※小数点以下四捨五入のため、合計と内訳が一致しません。



出典：札幌市都市計画情報サービスを参考に作成

図 2.2 都市計画法上の用途指定状況

2.1.2 市道廃止

現発寒清掃工場と西清掃事務所の間の市道廃止に伴い、周辺道路への影響及び廃止市道周辺の構造物について整理します。

(1) 交通

廃止市道周辺の交通状況を図 2.3 に示します。

廃止市道は、北発寒第 17 号線及び北発寒第 18 号線と接続しています。廃道になった場合においても行き止まりは発生せず、北海道道 125 号線札幌北広島環状線（追分通）又は北発寒第 14 号線を使い、迂回することが可能です。



図 2.3 北発寒第 98 号線周辺の交通状況

(2) 周辺の構造物

市道周辺の構造物としては、電柱、消火栓、埋設物（水道管、下水道管、共同溝）があります（図 2.4）。表 2.2 に示すとおり、これらの周辺構造物は、市道廃止に伴い撤去又は移設等を行います。

表 2.2 周辺構造物の扱い

項目	概要
電柱	廃止市道には、西清掃事務所に電力供給するための電柱が 1 本、通信を行うための電柱（NTT 柱）が 4 本設置されています。 市道廃止に伴い、撤去します。
消火栓	廃止市道には、消火栓が 1 つ設置されています。 市道廃止に伴い、現発寒清掃工場北東側市道（北発寒第 17 号線）へ移設する予定です。
埋設物	現発寒清掃工場から発寒破碎工場へ蒸気、温水、電力等を供給するための共同溝や、上水道管及び下水道管が埋設されています（詳細は、「2.1.3 既設共同溝の扱い」及び「2.3 インフラ等の条件」を参照。）。

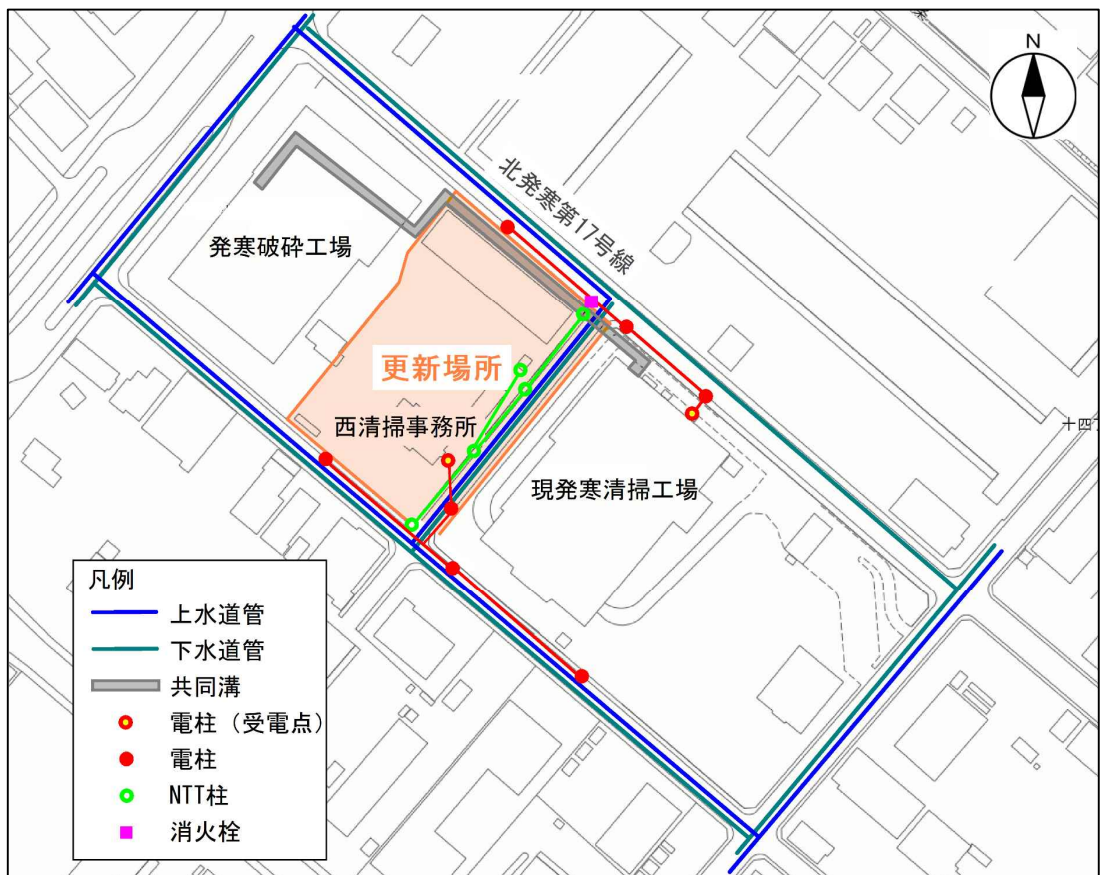


図 2.4 北発寒 98 号線周辺の構造物

2.1.3 既設共同溝の扱い

(1) 概要

現発寒清掃工場では、ごみを焼却した廃熱を利用し、発寒破碎工場へ蒸気、温水、電力等のインフラを供給しており、今後も継続する計画です。更新場所の北東側には、インフラを供給する地下埋設の共同溝（以下「既設共同溝」という。）が設置されており、配管及びケーブル等が収容されています。既設共同溝の概要、配置図、概略図及び写真を表 2.3 及び図 2.5～図 2.7 に、破碎工場へのインフラ供給実績を表 2.4 に示します。

既設共同溝の扱いを検討するに当たっては、更新場所内に埋設されていることから、新発寒清掃工場建設への影響や耐用年数の考慮が必要です。また、今後、事業実施区域内に次期発寒破碎工場³を建設することが想定されるため、その点にも留意する必要があります。

以上を踏まえ、既設共同溝の扱いについて、継続使用及び撤去・新設の比較検討を行いました。

表 2.3 既設共同溝の概要

項目	概要
竣工	平成 10 年（1998 年）9 月（発寒破碎工場建設時）
場所	発寒破碎工場～現発寒清掃工場間（西清掃事務所、廃止市道敷地含む）に地中埋設
寸法	全長約 200 m×幅約 2.6 m×高さ約 3.5 m（外寸）

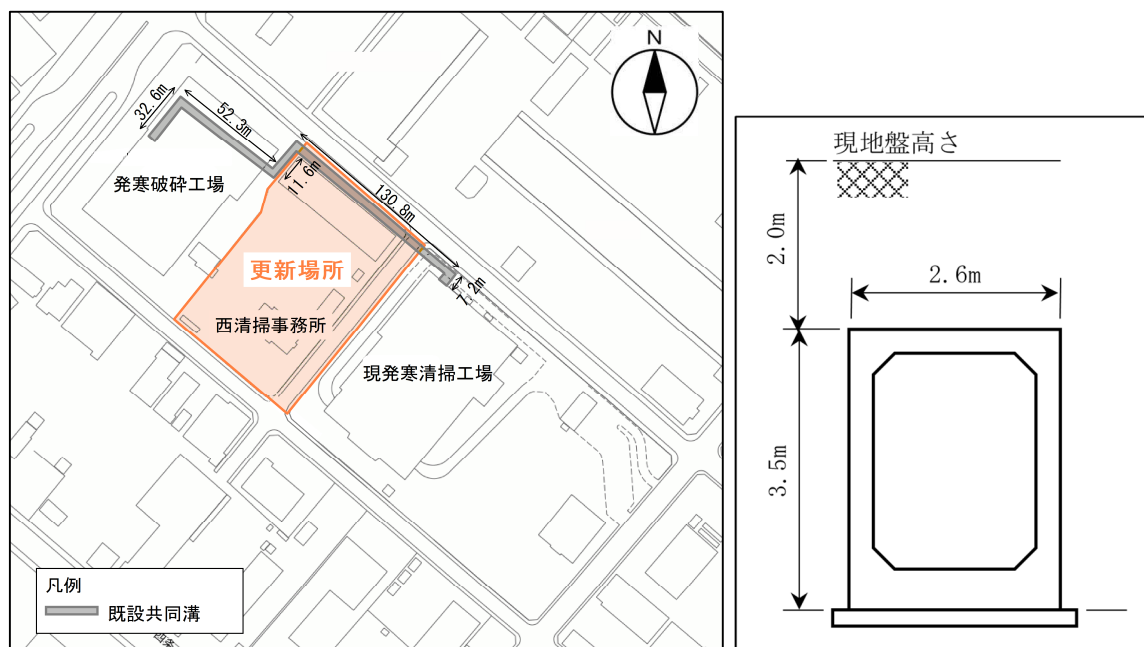


図 2.5 既設共同溝配置図及び断面図

³現在稼働中の発寒破碎工場と今後、更新が想定される発寒破碎工場を区別するため、前者を「発寒破碎工場」、後者を「次期発寒破碎工場」と表記します。

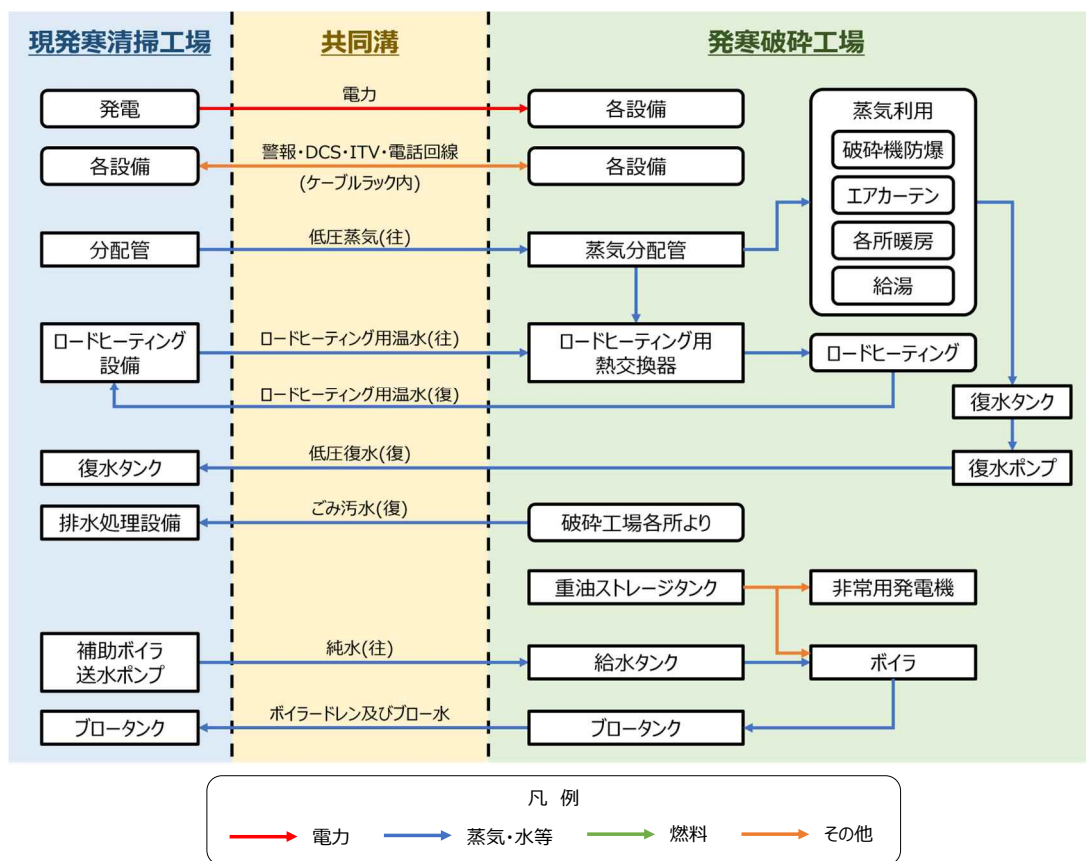


図 2.6 既設共同溝概略図



図 2.7 既設共同溝姿（発寒破碎工場側より現発寒清掃工場側を撮影）

表 2.4 発寒破碎工場へのインフラ供給実績（令和 5 年度（2023 年度））

項目	電力（往）	低圧蒸気（往）	低圧復水（復）	ブロー排水（復）	ごみ汚水（復）
単位	MWh	t	t	t	m ³
4 月	71.90	316.8	305.4	62.8	37.0
5 月	97.10	378.0	263.1	64.8	27.9
6 月※	3.90	56.9	54.3	59.5	86.7
7 月	115.00	218.7	81.4	65.8	115.6
8 月	107.10	164.1	64.9	66.8	120.7
9 月	98.90	203.9	97.0	70.4	82.9
10 月	79.70	297.0	266.6	71.8	81.4
11 月	80.10	622.7	637.6	78.3	127.0
12 月	79.20	811.0	874.1	77.5	129.4
1 月	80.90	717.8	866.6	80.8	153.3
2 月	81.90	583.9	732.4	73.7	102.3
3 月	86.00	695.0	781.5	78.7	58.5
合計	981.70	5,065.8	5,024.9	850.8	1,122.7

※6 月は約 1 か月全炉停止による工場内のメンテナンス（中間整備）を行うため、インフラ供給量が少なくなっています。

(2) 既設共同溝の継続使用及び撤去・新設の比較

新発寒清掃工場から発寒破碎工場へインフラを供給するに当たり、既設共同溝を継続使用するパターン（以下「継続使用パターン」という。）又は共同溝を撤去・新設するパターン（以下「撤去・新設パターン」という。）の 2 パターンを検討します。なお、共同溝を使用しないパターンについては、発寒破碎工場の維持管理費を考慮すると、費用対効果がないことから検討の対象としません。

まず、表 2.5 に示す既設共同溝の活用に関する検討結果より、既設共同溝の継続使用が可能であることを確認できたため、継続使用パターンは実施可能と判断しました。

表 2.5 既設共同溝の活用に関する検討事項及び検討結果

検討事項	検討結果
既設共同溝を撤去せずに新発寒清掃工場を建設可能か。	・プラントメーカーへのヒアリング結果より、既設共同溝が配置されていても全社建設可能との回答。 ・煙突を北側に配置※する場合は、基礎が干渉しないように配慮が必要。 ・地上部換気設備は撤去し、換気方法を変更することが必要。
構造的に極度の劣化がなく、発寒破碎工場供用終了までの期間（今後 20 年以上を想定）を使用可能か。	既設共同溝におけるコンクリート等の劣化調査・試験（圧縮強度、中性化深さ等）の結果、構造的に極度な劣化は見られず、今後 20 年以上の使用が可能。

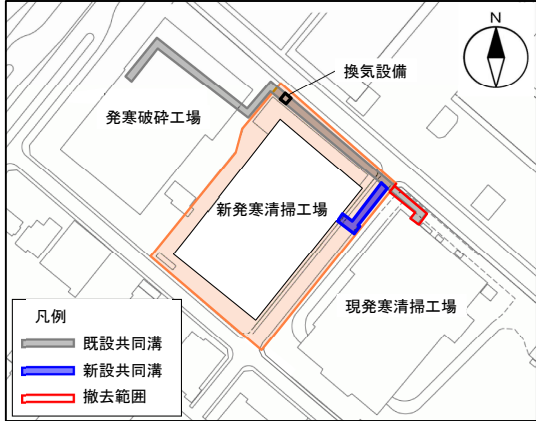
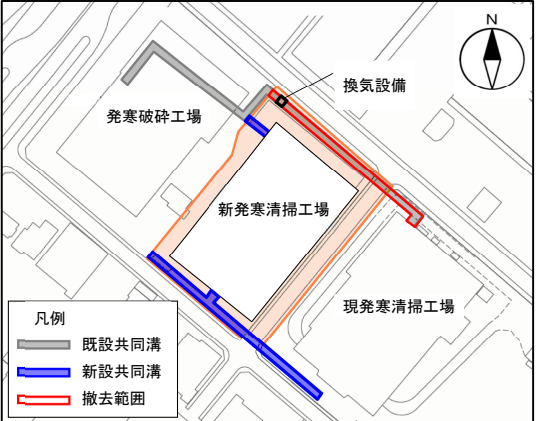
※環境影響評価方法書（令和 6 年 8 月、札幌市）では、煙突配置について、更新場所南側（A 案）と北側（B 案）の 2 案を想定しており、煙突配置による影響を環境影響評価準備書段階で確認する予定です。

また、共同溝の撤去・新設パターンでは、新発寒清掃工場及び次期発寒破碎工場以降の将来における工場更新時に円滑なインフラ切替えが可能となるように、事業実施区域の南西側を横断する共同溝を新設することを想定しました。

表 2.6 にインフラ供給方法 2 パターンにおける工事概要及び比較評価結果を示します。
既設共同溝を継続使用した方が、発寒破碎工場を単独運転させるための大規模な共同溝切替工事が不要であり、その工事のために発寒破碎工場を長期間停止させる必要がないことから、安定的なごみ処理を継続することができます。

また、費用的にも有利であることから、継続使用パターンを採用し、新発寒清掃工場から発寒破碎工場へインフラを供給することとします。

表 2.6 既設共同溝継続使用及び撤去・新設の比較

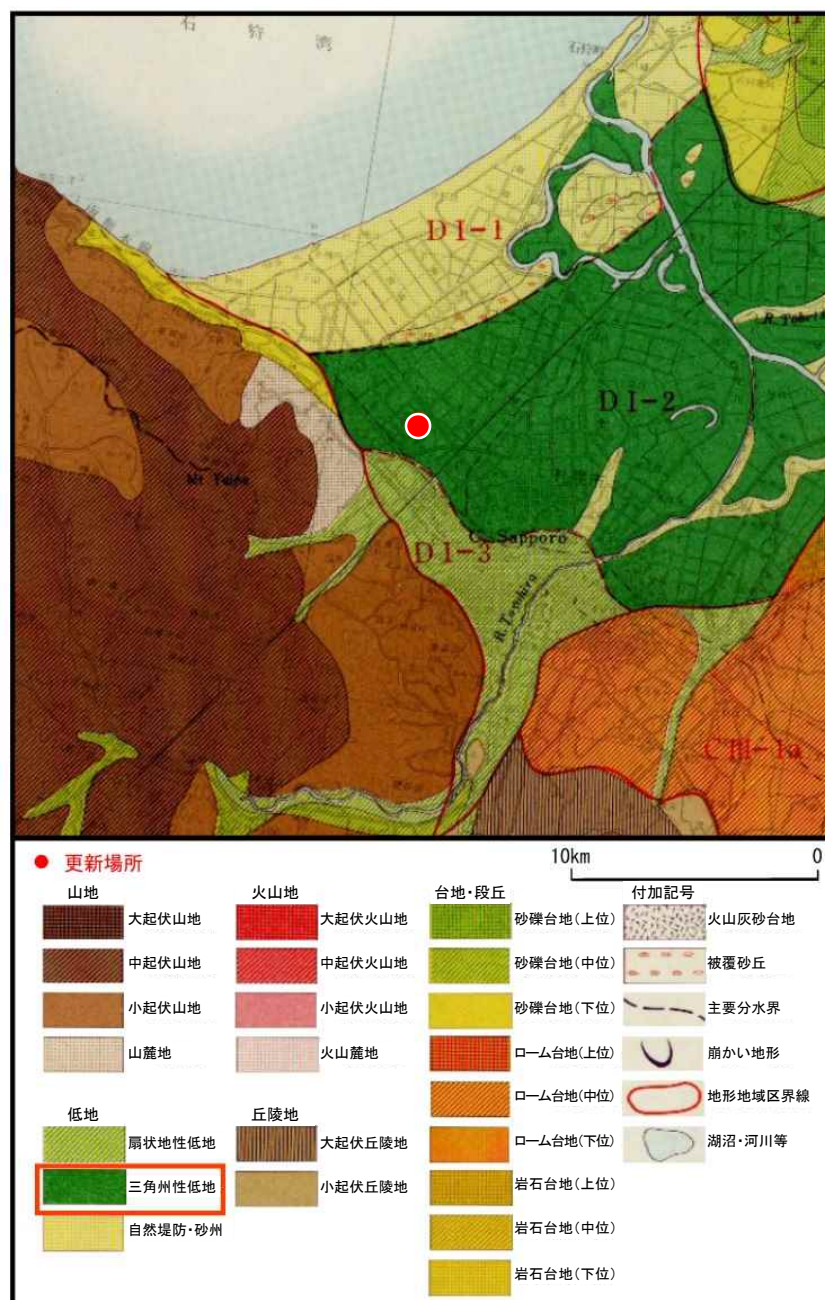
項目		既設共同溝を継続使用 (継続使用パターン)	共同溝を撤去・新設 (撤去・新設パターン)
工事概要		 ①新発寒清掃工場建設時に既設共同溝との接続用に新設共同溝を設置・切替え ②現発寒清掃工場敷地内の既設共同溝を撤去	 ①一時的に発寒破碎工場を単独運転するため、大規模なインフラ整備工事 ②更新場所部分の既設共同溝を撤去 ③新発寒清掃工場と発寒破碎工場を新設共同溝で接続。また、将来的な清掃・破碎工場更新も想定し、共同溝幹線を更新場所南西に新設
比較項目	安定処理の継続	短期間の工事により、安定処理の継続が可能 ○	長期間の工事により、発寒破碎工場の安定処理に支障が生じる △
	敷地の有効利用	既設共同溝があるため、新発寒清掃工場の配置、建設工事に制約が発生 △	既設共同溝の撤去により、新発寒清掃工場の配置、建設工事への制約なし ○
	破碎工場へのインフラ供給	大規模な共同溝新設工事や発寒破碎工場を単独運転するためのインフラ整備工事が不要 ○	発寒破碎工場を稼働しながら、大規模なインフラ整備工事が必要であり、工事時期の制限があるうえ、施工環境の確保等が困難 △
	長期的な施設更新	次期発寒破碎工場の建設においても接続、切替えが容易であり、それ以降の施設更新時は、既設共同溝の継続使用等を検討 ○	次期発寒破碎工場の建設においても接続、切替えが容易であり、それ以降の施設更新時も最小限の工事に対応可 ○
	コスト	共同溝の新設範囲が最小限となることから建設工事費を削減でき、コスト面で有利 ○	発寒破碎工場の単独運転化、共同溝新設工事等により、コスト面で不利 △

2.2 立地条件

2.2.1 地形

更新場所と周辺の地形を図 2.8 に、断面図を図 2.9 に示します。

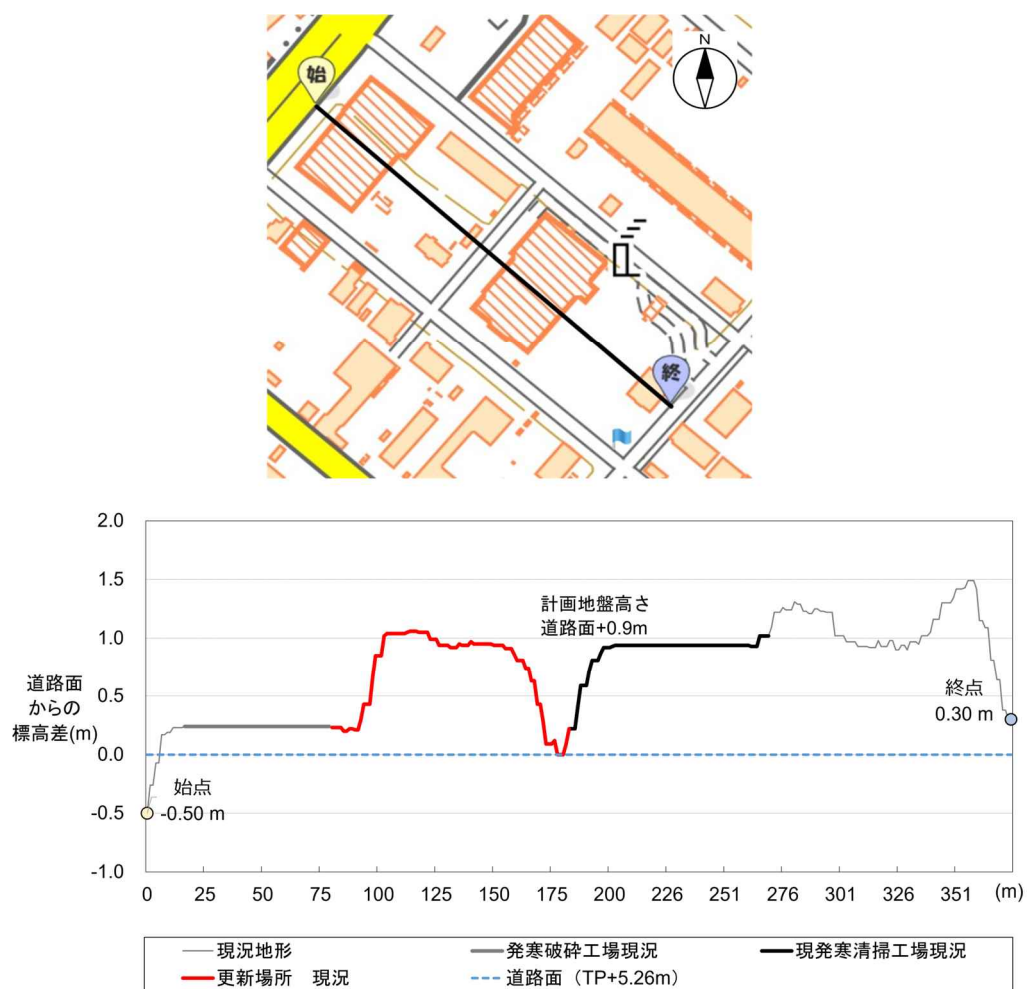
更新場所は「三角州性低地」に分類され、周辺はほぼ平坦な土地となっています。「三角州性低地」とは、河川水や海水の作用によって形成された沖積層からなる低地で、シルト質や粘土質の三角州をなすことが多い地形です。一般には、利水しやすく平らであるため農耕に適していますが、水害対策の検討が必要な地形となります。



出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 地形分類図」（1974 年 国土交通省）

図 2.8 更新場所周辺地形分類図

また、更新場所の地盤高さは、隣接する発寒破碎工場の地盤より 0.7～0.8 m 程度高くなっています。更新場所の計画地盤高さは、現発寒清掃工場側にごみの搬入出口を設置する可能性も考えられることから現発寒清掃工場と同じ高さの道路面+0.9 m (TP+6.2 m) とします。



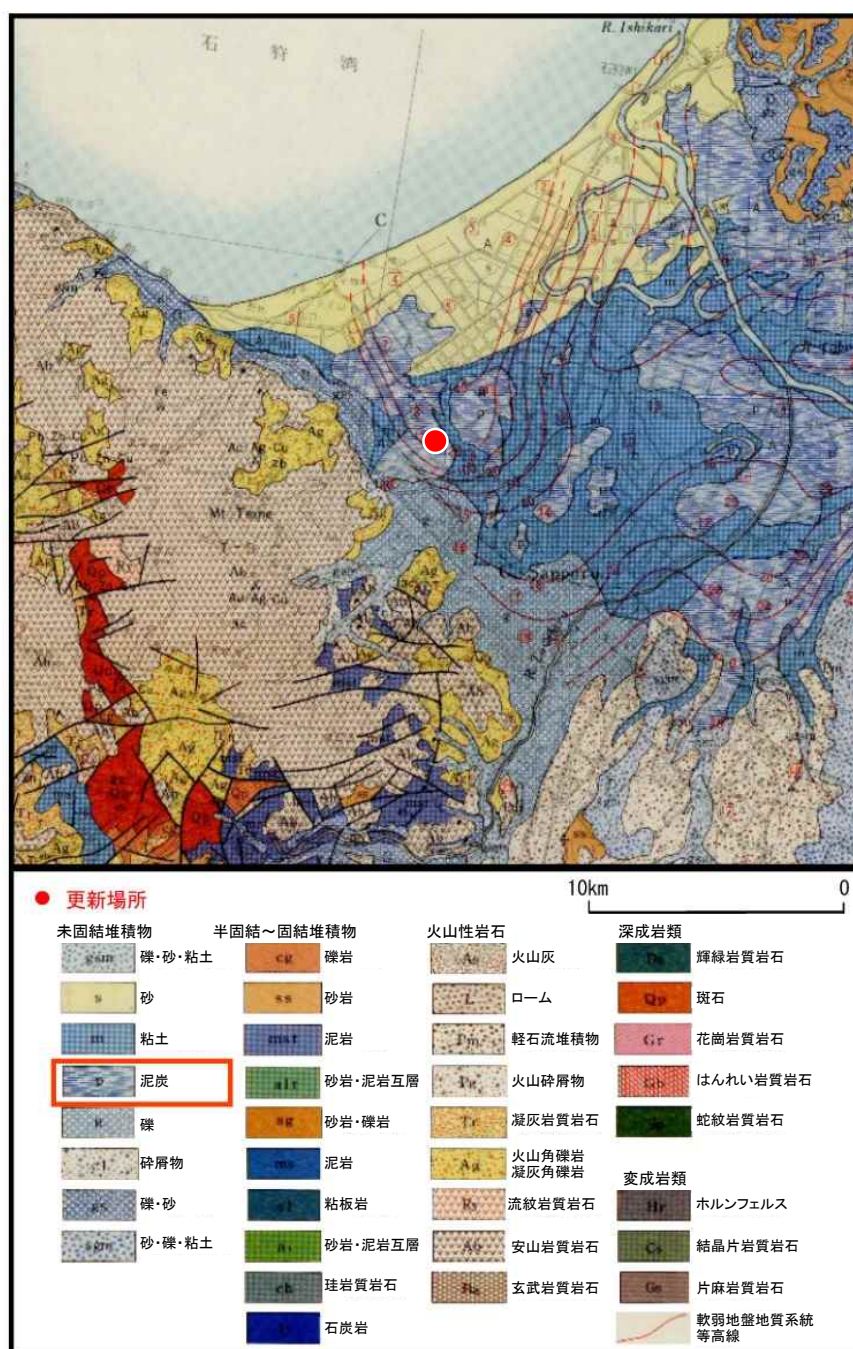
出典：国土地理院地図を参考に作成

図 2.9 更新場所周辺断面図

2.2.2 地質

更新場所と周辺の地質を図 2.10 に示します。更新場所の地質は「泥炭」であり、周辺は「礫・砂」や「粘土」が分布しています。

現発寒清掃工場の整備時に実施した地質調査結果によると、土地は、地表部に泥炭、さらに軟弱な粘土性土とゆるい砂質土が深度 13 m まで堆積する地盤です。現発寒清掃工場整備時の地質調査結果より報告された設計地盤条件は表 2.7 のとおりです。



出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図」（1974 年 国土交通省）

図 2.10 更新場所周辺表層地質図

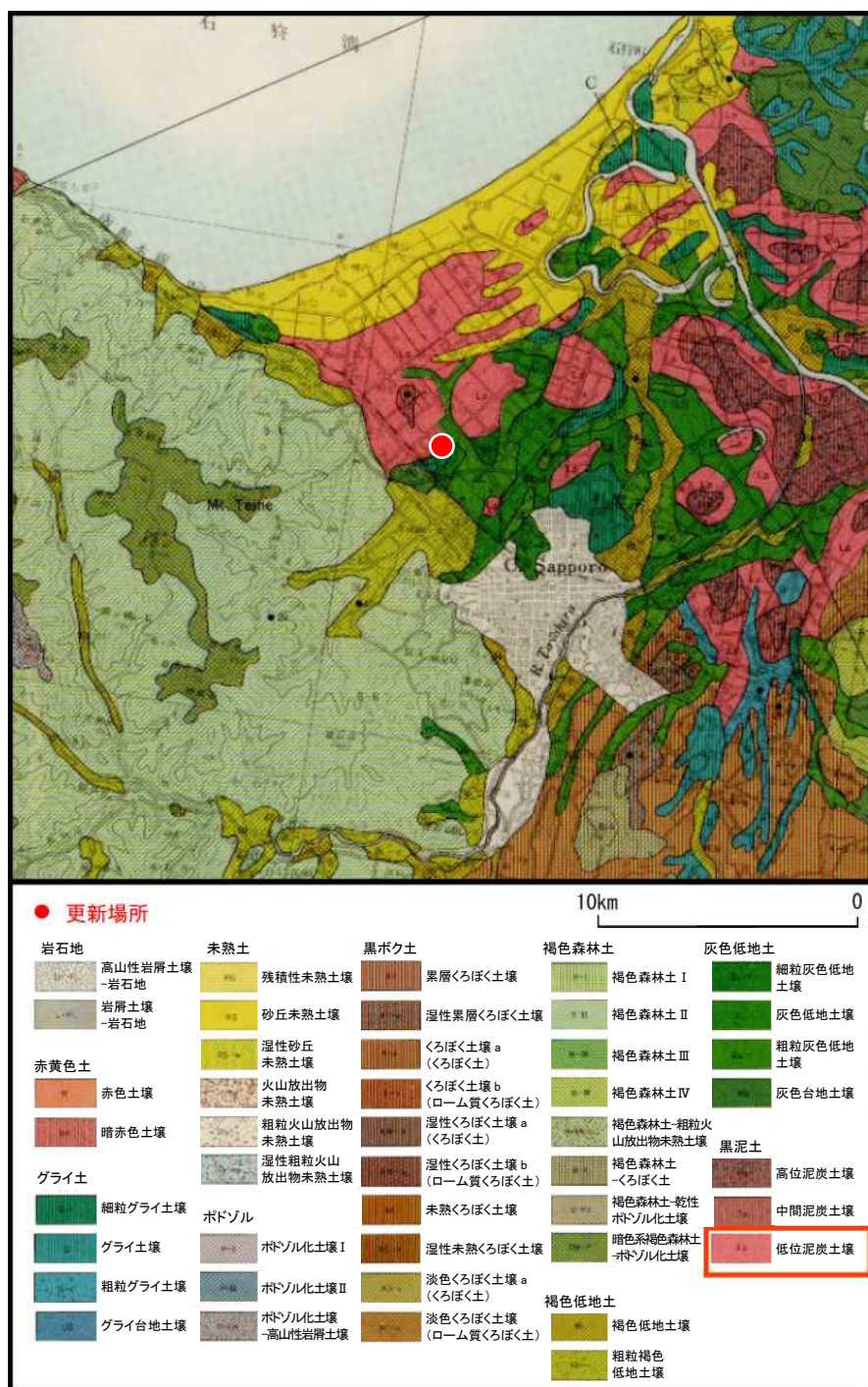
表 2.7 設計地盤条件

記 号	土 質 名	層厚	代表 N 値	密度	粘着力	内 部 摩擦角	圧縮 指数	圧密降 伏応力	地下水位
		(m)	(回)	(g/cm³)	C (kg/cm³)	φ (°)	Cc	Pc (kg/cm³)	
Tcs	盛 土	2.5	7	1.8	0	27.6			DL 2.0 m ▽
Ap	泥 炭 土	1.0	3	1.05	0.40	0	5.25	0.97	
Acs-1	粘 性 土	9.5	粘 2	1.65	0.21	0	0.61	1.06	
	砂質土互層		砂 4		0	25.0			
As-1	砂 質 土	3.0	15	1.8	0	35.0			
As-1'									
Asg	礫 質 土	6.0	36	2.0	0	39.9			
Acs-2	粘 性 土	7.0	粘 14	1.8	0.90	0	0.41	8.05	
Acs-3	砂質土互層		砂 17		0	32.3			
As-2	砂 質 土	3.0	20	2.0	0	35.0			
Ds-1	砂 質 土		45	1.95	0	45.0			

出典：「設計地質調査報告書」（平成元年 7 月）

2.2.3 土壌

更新場所と周辺の土壌を図 2.11 に示します。更新場所は「低位泥炭土壌」であり、周辺は「灰色低地土壌」「細粒灰色低地土壌」「細粒グライ土壌」が分布しています。「低位泥炭土壌」とは、気温が低いと植物が完全に分解されずにできた植物遺体からなる有機質の柔らかい土壌になります。

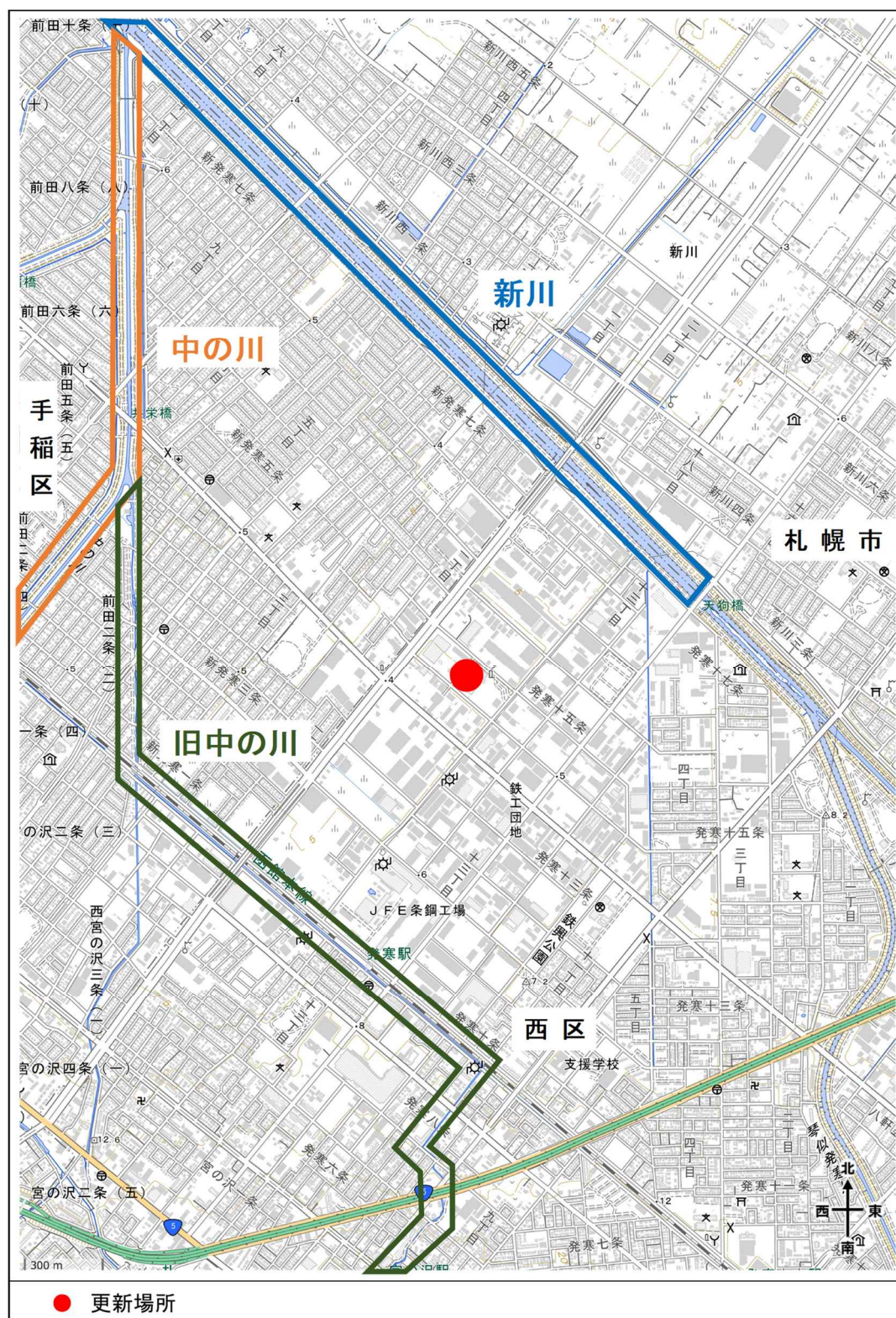


出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 土壌図」（1974 年 国土交通省）

図 2.11 更新場所周辺土壌図

2.2.4 河川

更新場所と周辺の河川は図 2.12 のとおりです。北東側には二級河川である新川が流れ、南西側にある中の川（旧中の川含む）が新川に合流しています。

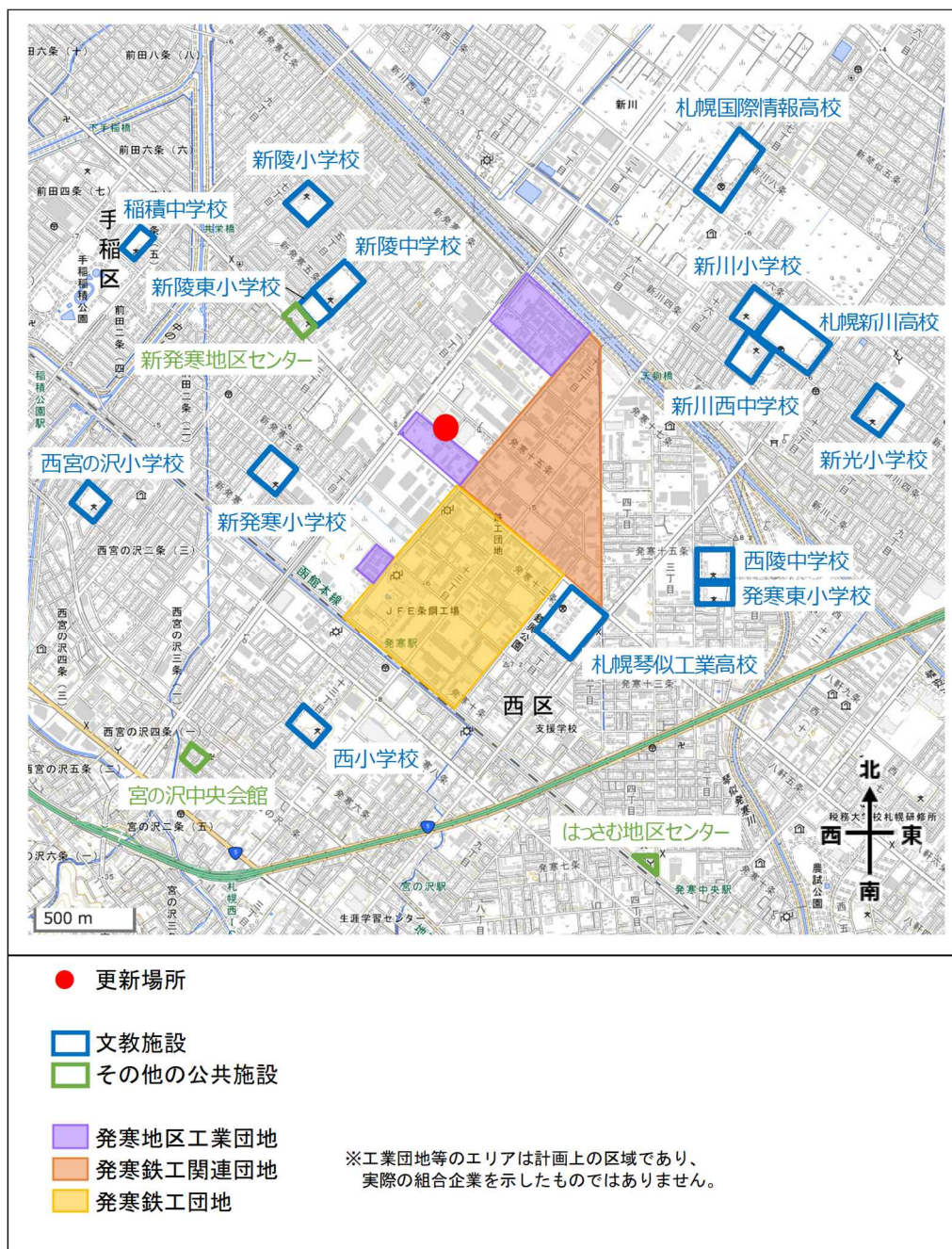


出典：国土地理院地図を参考で作成

図 2.12 更新場所周辺河川

2.2.5 文教施設等

更新場所周辺の文教施設を図 2.13 に示します。更新場所周辺には、小学校が8校、中学校が4校、高等学校が3校、その他の公共施設が3施設あります。



出典：国土地理院地図及び札幌市地図情報サービスを参考に作成

図 2.13 更新場所周辺文教施設

以上より、新発寒清掃工場整備に当たっては、更新場所周辺の地盤・地質等が比較的軟弱であり、杭工事等の地盤改良工事の必要性が高いこと、更新場所周辺に文教施設等も多く市街地に近いため、近隣への振動・騒音等に留意する必要があります。

2.3 インフラ等の条件

2.3.1 電力（受電）

更新場所周辺の電柱、NTT 柱の配置図を図 2.14 に示します。

現発寒清掃工場の電力は高圧で供給を受けていますが、新発寒清掃工場では特別高圧（66 kV、2 回線（常用 1 回線、予備 1 回線））を想定します。

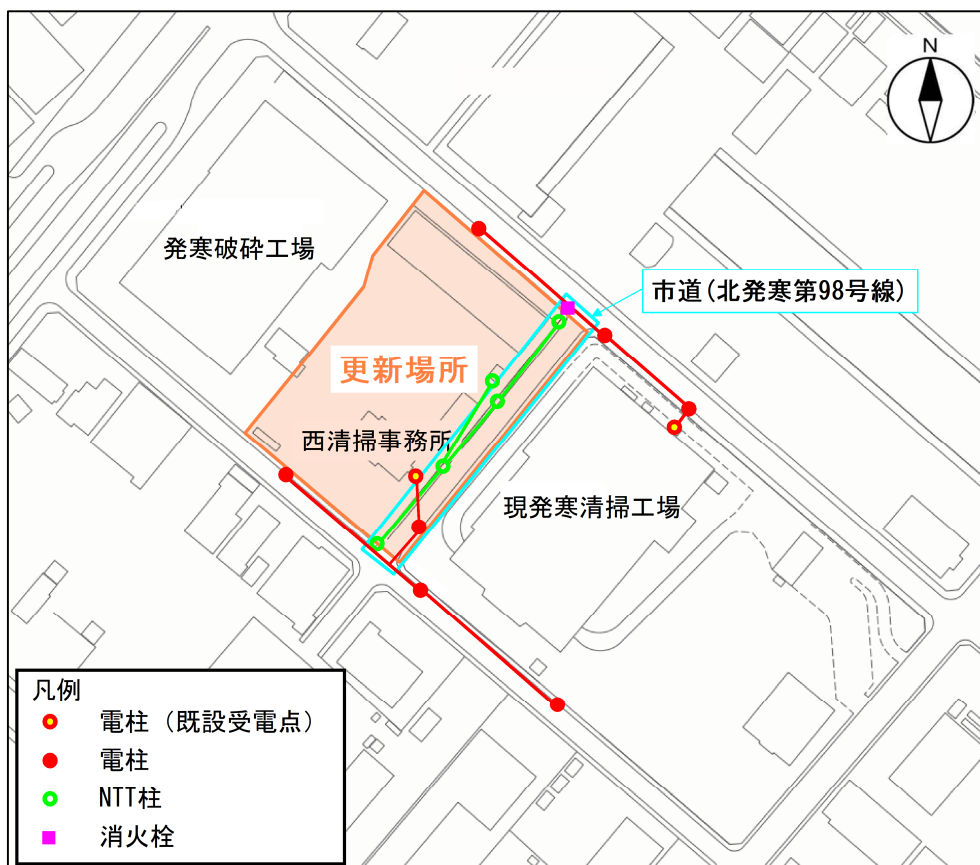


図 2.14 電柱、NTT 柱配置図

2.3.2 用水

更新場所周辺の既設上水道管及び移設候補場所の配置図を図 2.15 に示します。

新発寒清掃工場のプラント用水は上水に加え井水を活用することとし、生活用水は上水のみとします。給水は市道上の既設本管から引込管を新設して使用します。また、井水の利用については既設井戸の活用も検討します。

現発寒清掃工場及び新発寒清掃工場における上水及び井水の使用量は表 2.8 のとおりであり、現発寒清掃工場と比較し上水使用量は半分程度、井水使用量は同程度を見込んでいます。

なお、廃止市道に埋設されている水道管については、水道の機能保障のために移設を想定しています。また、新発寒清掃工場の試運転時は、現発寒清掃工場と並行稼働する可能性があるため、水道管の増径についても今後検討が必要です。

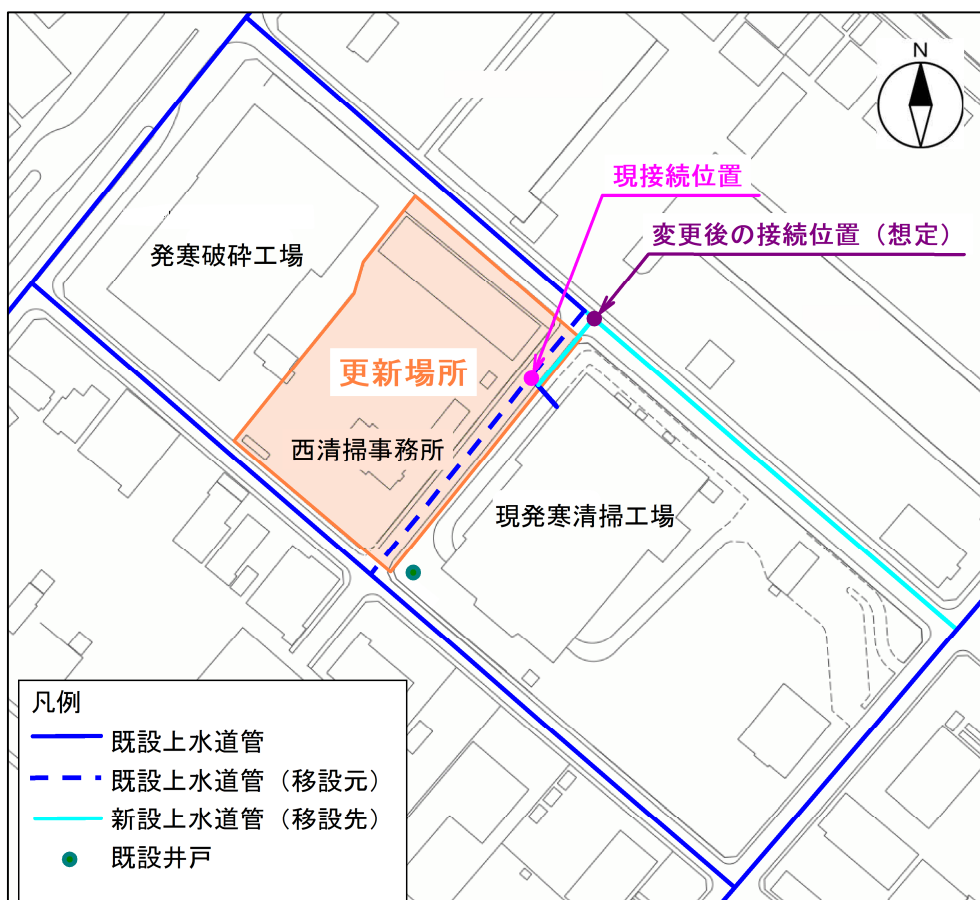


図 2.15 上水管・井戸配置図

表 2.8 上水及び井水の使用量

項目	現発寒清掃工場 (令和 5 年度実績)	新発寒清掃工場 (想定)
上水	31,905 t/年(約 49 %)	15,800 t/年(約 32 %)
井水	32,942 t/年(約 51 %)	33,800 t/年(約 68 %)
合計	64,847 t/年	49,600 t/年

2.3.3 排水、雨水

更新場所周辺の下水道は、汚水と雨水をひとつの管で流す「合流式」の地域です。既設下水道管、雨水ます及び汚水ますの配置図を図 2.16 に示します。

プラント排水及び生活排水は、現発寒清掃工場と同様に公共下水道放流とします。また、現発寒清掃工場では隣接する発寒破砕工場の排水も併せて処理していることから、新発寒清掃工場も同様に発寒破砕工場の排水処理を含みます。

雨水排水（構内雨水及び再利用できない余剰雨水）は、公共下水道放流することとします。なお、雨水流出抑制対策については所管部局との協議結果を踏まえ、貯留施設の設置を検討します。更新場所は狭あい、かつ地下水位が高いことから、地下貯留施設の設置は難しいため、駐車場等の地表面貯留等により対策を行います。

なお、廃止市道には、下水道管と付随する雨水ますが存在しており、市道廃止に伴い撤去が必要です。西清掃事務所及び現発寒清掃工場敷地内には、2つの雨水ます及び1つの汚水ますが存在しており、市道廃止に伴う影響はありませんが、現発寒清掃工場解体及び新発寒清掃工場建設に影響を及ぼす場合には撤去が必要です。また、新発寒清掃工場建設に伴い汚水量が増加する場合には、下水道本管を増径する可能性があります。

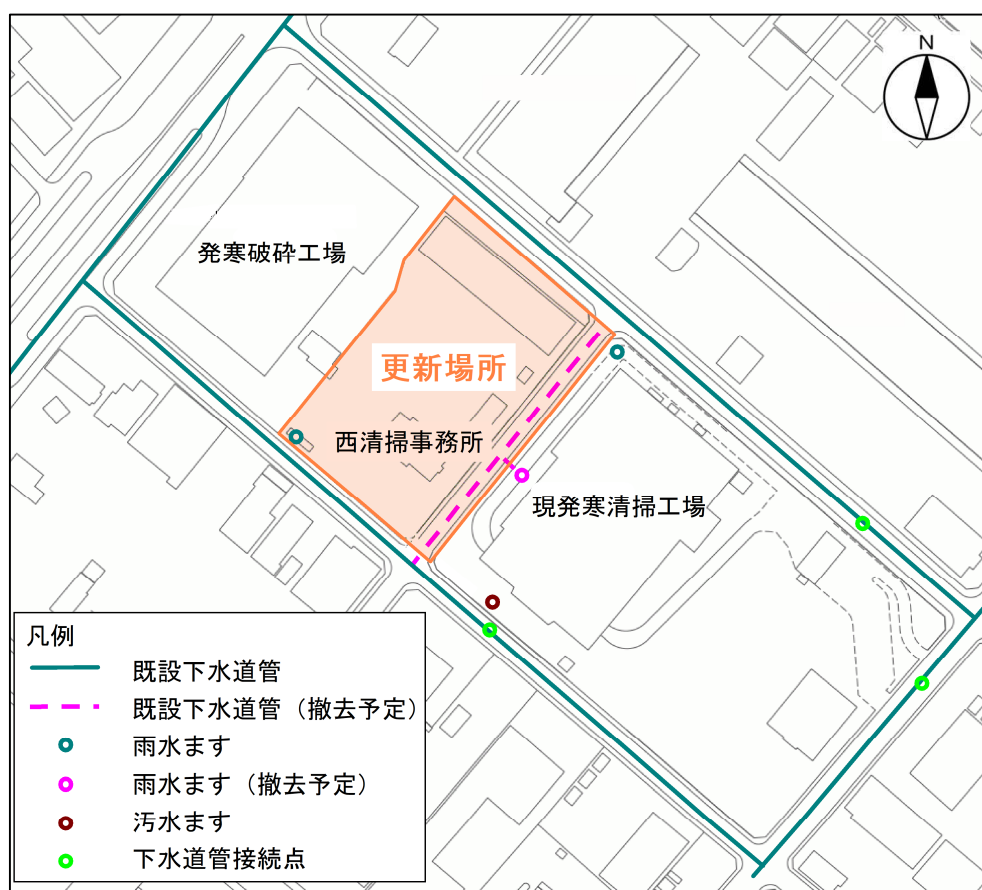


図 2.16 下水道、雨水ます、汚水ます配置図

2.3.4 都市ガス

更新場所周辺の既設ガス管の配置図を図 2.17 に示します。

焼却炉の点火に必要な助燃バーナーや非常用発電機等の燃料は、地震等の災害に強い都市ガスを使用することを想定します。

現発寒清掃工場では、都市ガスの供給を受けていませんが、今後のガス会社との協議により詳細を決定します。図 2.17 に記載のとおり、都市ガス（中圧B管）は敷地境界まで敷設されていますが、都市ガス（中圧A管）は敷地周辺には敷設されていない状況です。なお、新発寒清掃工場への供給管は耐震性の高いものとするを基本とします。

都市ガス管の敷設工事については、敷地境界線まではガス会社所掌、敷地内は本市所掌とします。

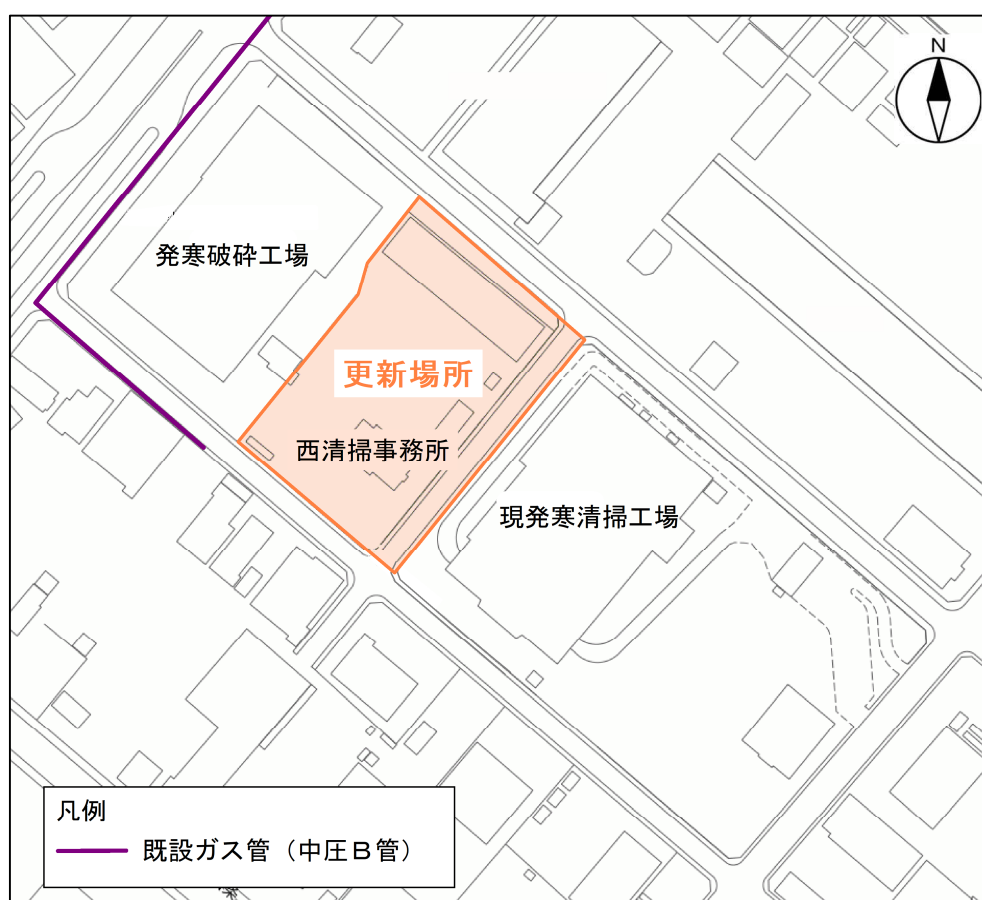


図 2.17 ガス管（中圧 B 管）配置図

2.4 法令等の条件

新発寒清掃工場の施設整備に適用される主な法令等による規制状況を表 2.9～表 2.12 に示します。

表 2.9 都市計画、土地利用に関する法令等

種別	No.	法律名	適用範囲等	適用状況※	
				適用	理由
都市計画に関する法令等	1	都市計画法	都市計画区域内に同法で定める処理施設を建設する場合	○	都市施設としての位置決定が必要
	2	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合	×	施行地区外であり適用されない
	3	土地区画整理法	土地区画整理業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合	×	
	4	景観法	景観計画区域内において、建築物の建設等、工作物の建設等、開発 行為その他の行為をする場合	○	延べ床面積 10,000 m ² 以上、壁面 50 m 以上であり適用される
	5	札幌市景観条例	景観計画区域内において、建築物の建設等、工作物の建設等、開発 行為その他の行為をする場合	○	
	6	札幌市駐車施設附置等に関する条例	特定区域内で駐車施設附置義務が生じる建築物を新築、増築又は用途変更を行う場合	○	特定区域内の新築であり適用される
土地利用に関する法令等	1	河川法	河川区域内及び河川保全区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合	×	区域外であり適用されない
	2	土砂災害防止法	土砂災害特別災害警戒区域における、居室を有する建築物の建設や開発行為を行う場合	×	
	3	地すべり等防止法	地すべり防止区域等における造成や建築物の新設等を行う場合	×	
	4	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限	×	
	5	宅地造成及び及び特定盛土規制法	宅地造成工事規制区域内や特定盛土等規制区域内で土地の形質変更（切土・盛土）や一時的な土石の堆積を行う場合	○	宅地造成工事規制区域内であるが公共用施設用地のため許可は不要
	6	海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設ける場合	×	区域外であり適用されない
	7	道路法	設備の設置等が道路にかかる場合、都道府県道又は市町村道を廃止する場合	○	市道の廃止に当たり関連する届出を実施
	8	道路交通法	道路において、工事若しくは作業をしようとする行為をする場合	○	
	9	農地法	工場を建設するために農地を転用する場合	×	農地でないため適用されない
	10	港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設又は改造をする場合 等	×	区域外であり適用されない
	11	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地の範囲内で開発事業を行う場合	△	次年度以降担当部署と協議予定

※○：本事業に適用される △：本事業に適用される可能性がある ×：本事業に適用されない

なお、区域外とは、更新場所が法令等で指定される区域に該当しないため法令等による規制が適用されないことをいう。また、本事業の立地を考慮した主要な法令を抜粋し記載している。

表 2.10 環境保全に関する法令等

No.	法律名	適用範囲等	適用状況	
			適用※1	理由
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処理能力が1日5 t以上のごみ処理施設（焼却施設においては、1時間当たり200 kg以上又は火格子面積が2 m ² 以上）	○	処理能力を超える焼却施設の設置
2	大気汚染防止法	火格子面積が2 m ² 以上又は焼却能力が1時間当たり200 kg以上の焼却炉	○	
3	水質汚濁防止法	すべてのごみ焼却施設	○	
4	騒音規制法	指定地域内で特定施設（定格出力7.5 kW以上の圧縮機等）を設置する場合	×	地域外であり適用されない※2
5	振動規制法	指定地域内で特定施設（定格出力7.5 kW以上の圧縮機等）を設置する場合	×	
6	札幌市生活環境の確保に関する条例（騒音）	指定地域内で騒音発生施設（定格出力2.2 kW以上の圧縮機等）を設置する場合	×	
7	北海道公害防止条例（騒音、振動）	法の指定地域外に騒音発生施設及び振動発生施設を設置する場合	○	法の指定地域外であり騒音振動発生施設を設置
8	悪臭防止法	指定地域内で事業活動を行う場合	○	地域内で事業活動を実施
9	水道法	専用水道の布設工事（新設、増設又は改造）をしようとする場合	○	専用水道の布設等を実施
10	札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱	業務用飲用井戸等施設、小規模貯水槽水道施設等を設置する場合	×	業務用飲用井戸を設置しない
11	札幌市生活環境の確保に関する条例（地下水）	揚水施設を設置する場合、地下水の湧出を伴う掘削工事を行う場合	○	地下水の湧出を伴う掘削を行う
12	下水道法、札幌市下水道条例	公共下水道に排水する場合、特定事業場に該当する場合	○	特定事業場に該当し公共下水道へ排水
13	ダイオキシン類対策特別措置法	焼却能力が時間当たり50 kg以上又は火格子面積が0.5 m ² 以上の廃棄物焼却炉	○	焼却能力を超える焼却施設
14	土壤汚染対策法	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000 m ² 以上の場合	○	3,000 m ² 以上の土地の形質変更を実施
15	札幌市緑の保全と創出に関する条例	1,000 m ² 以上となる建築物の建築等の開発を行う場合	○	1,000 m ² 以上の開発を行う
16	札幌市環境影響評価条例	廃棄物処理施設の焼却施設（第1種：100 t/日、第2種：40 t/日以上）に該当する場合	○	処理能力を超える焼却施設の設置

※1 ○：本事業に適用される ×：本事業に適用されない

なお、地域外とは、法令等で指定される地域に該当しないことをいう。

※2 隣接する発寒破碎工場の敷地は工業地域であり規制地域となるが、現発寒清掃工場の敷地は工業専用地域のため規制地域に該当しない。

表 2.11 施設の設置に関する法令等 (1/2)

No.	法律名	適用範囲等	適用状況	
			適用※	理由
1	建築基準法	建築物を建築する場合	○	建築物の建築
2	札幌市福祉のまちづくり条例	公共的施設の新設や増築等を行う場合	○	公共的施設の新設
3	消防法	建築物を建築しようとする場合	○	
4	航空法	昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等、地表又は水面から 60 m 以上の高さの場合	○	高さ 60 m 以上の建築物の設置
5	電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31 m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等を行う場合	×	伝搬障害防止区域内外
6	有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合	○	有線電気設備を設置する
7	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合	×	高圧ガスの製造、貯蔵は行わない
8	電気事業法	特別高圧（受電電圧 20,000 V 以上）で受電する場合 高圧受電で受電電力の容量が 50 kW 以上の場合 自家用発電設備を設置する場合 非常用予備発電装置を設置する場合	○	高圧以上の受電、自家用発電設備の設置
9	労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制、特定機械等に関する規制、酸素欠乏等労働者の危険又は健康障害を防止するための装置、その他関係規制、規格等	○	労働者を雇用
10	工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合	×	地域外のため適用されない
11	工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給業者（売電するごみ処理発電施設を含む）で、かつ、敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積（合計）3,000 m ² 以上の場合	○	電気供給を行い、敷地面積 9,000 m ² 以上
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	不特定多数の利用者が利用する特定用途（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅）に用いられる建築物であり、かつ、床面積 3,000 m ² 以上の場合	×	特定用途に該当しないため適用されない

※○：本事業に適用される ×：本事業に適用されない

表 2.12 施設の設置に関する法令等 (2/2)

No.	法律名	適用範囲等	適用状況	
			適用※	理由
13	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6 cm ² を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合	×	地域外のため適用されない
14	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物の新築、増築等を行う場合	○	特定建築物の新築
15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	延べ床2,000 m ² 以上の非住宅用途に係る建築物の新築・増改築を行う場合	○	延べ床面積2,000 m ² 以上の建築物の建築
16	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	床面積（棟単位）が300 m ² 以上の建築物（住宅を含む）の新築・増改築を行う場合	○	延べ床面積300 m ² 以上の建築物の建築
17	浄化槽法	建築物の新築等で浄化槽を設置する場合	×	浄化槽の設置
18	札幌市建築基準法施行条例	木造以外の建築物で、2以上の階数を有する、又は延べ面積200 m ² を超える場合	○	延べ床面積200 m ² 以上の建築物を建築
19	札幌市火災予防条例	火を使用する設備等を設置する場合	○	火を使用する設備等の設置
20	札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	特定区域内で駐車施設附置義務が生じる建築物を新築、増築又は用途変更を行う場合	○	自動車ふくそう地区内であり該当
21	札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	工業専用地域の建築物において、高さが10 mを超える場合	○	高さ10 m以上の建築物の設置
22	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	一定規模以上の事業系建築物を建設等する場合	○	規模以上の建築物を建築
23	雨水流出抑制に関する指導要綱	3,000 m ² 以上の土地に設置される施設のうち、当該土地の面積の半分以上が屋根又は舗装等に覆われ、雨水を公共下水道に排除する場合	○	当該土地面積の半分以上が屋根又は舗装
24	計量法	特定計量器の設置	○	特定計量器（台貫）の設置

※○：本事業に適用される ×：本事業に適用されない

2.5 搬入出条件

新発寒清掃工場への搬入車両（自己搬入、収集運搬）及び搬出車両（焼却灰・飛灰処理物）の出入口の留意点を図 2.18 に示します。

更新場所の形状から、道路に面した出入口として北東及び南西の2か所があります。発寒破碎工場の出入口が更新場所寄りの北東の道路に面していることから、更新場所の北東の道路からの出入りは、発寒破碎工場の搬入車両出入口と隣接し、車両の往来が多いと想定されます。更新場所の南西の道路からの出入りは搬入車両の渋滞が起きた場合、北西側の副路を塞ぐおそれがあります。

以上のことから、更新場所の南東側に現発寒清掃工場の稼働に影響の少ないエリアがあることから、更新場所の南東の道路からの出入りについても検討します。

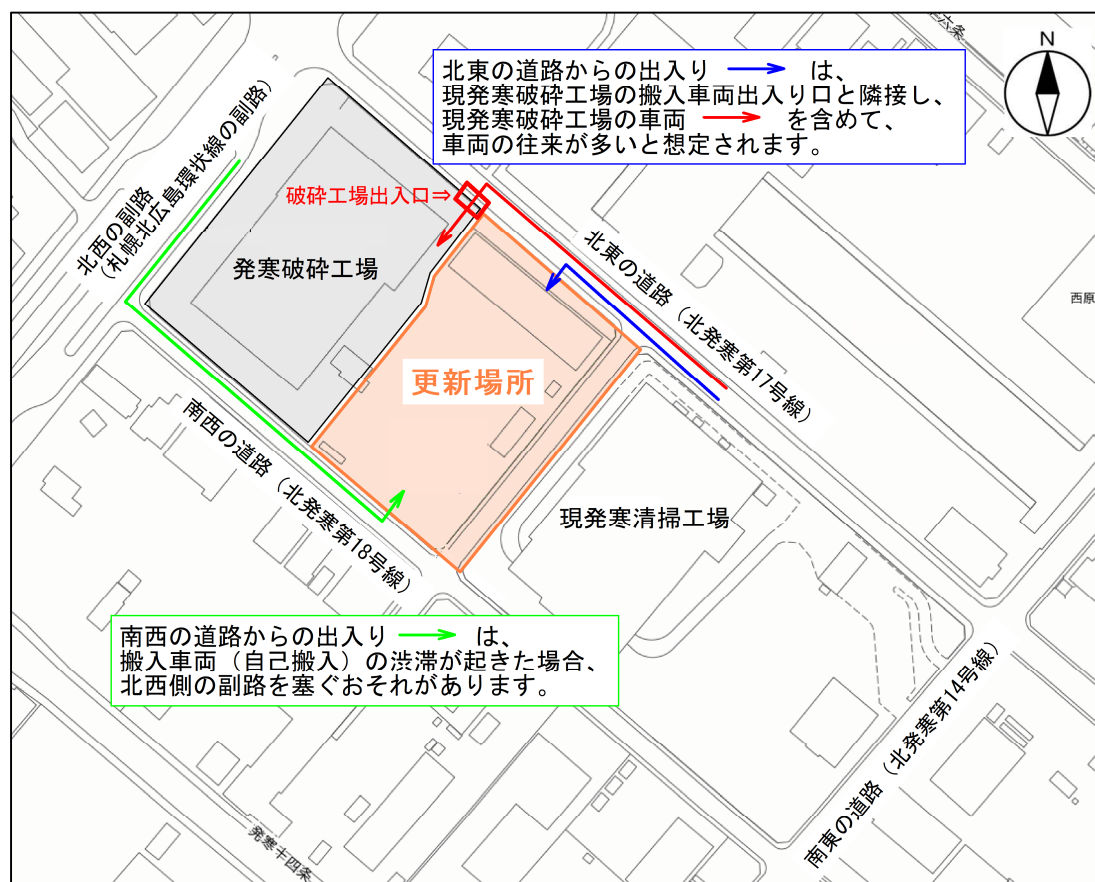


図 2.18 搬入出車両の出入口の留意点